主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は仙台高等検察庁秋田支部検察官検事穴沢定志が差し出した青森 地方検察庁弘前支部検事有安俊夫作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりである から、これをここに引用し、これに対して当裁判所は次のように判断する。

所論は、原判決は本件公訴事実に対し、被害者Aの受傷は、結局被告人運転の自動車との衝突により惹起されたものとは認め難いから犯罪の証明なしとして無罪の言渡をした。しかし、原審において取り調べた証拠によれば、Aの受傷の原因は本件公訴事実のとおり同人の左大腿部に被告人車の右後車輪泥除け前部が衝突したことにあること明らかであるから、原判決はこの点で証拠の価値判断を誤り事実を誤認したもので判決に影響を及ぼすこと明らかであるというのである。

そこでまず受傷の原因を除いて本件事故発生の経緯をみるに、原判決挙示の各証拠(原判決書二枚目裏一二行目ないし三枚目五行目に記載されたもの)に当裁判所の検証調書、当審における証人Aの供述を加えて検討すると、

昭和四五年五月二七日午後六時四〇分ころ、被告人は小型四輪貨物自動 (-)車を運転して本件公訴事実記載の本件道路を南から北へ向つて進行中、前方に自転 車を押しながら姉のCと共に対進歩行中のAの姿を認めたのであるが、本件道路が ・一ないし二・七メートル程度の狭い道路であるため、B宅前付近でいつたん停 車し、同人らをやり過ごそうとしたところ、Aは被告人の姿を見付けて押していた自転車を傍らの土手状の斜面に倒しておいたうえ、停車中の被告人車の右側にまわり運転席右側ドアの窓枠付近に手をかけて、被告人に対し、あれこれいんねんをつけ、さらに水田の引水のことで文句をつけたりしたので被告人はこれに立腹しつつも適当にあしらつていたが、同人が多少酒気を帯びていたので同人に対し、用があるなる。 るなら家に来い。」といつたところ、同人は右手を振つて「いかなが(行けの 意)。」と被告人に発進を促す合図をした。そこで被告人は右合図を機に発進すべ くAを見たところ、同人の身体と被告人車との間は約二〇センチメートル離れてい たので、バツクミラーをみながら時速約七キロメートルの低速で発進し、自車荷台 中央部付近が同人の傍らを通過するまで同人の動静を注視したのみでそのまま走り 去つたこと、(二)他方Aは発進を促したのち、被告人車にかけていた手をはなし、道路右側に佇立して被告人の進行を見存つていたが、被告人車が自己の前を通 過し終らぬうち、再び被告人車を停車させようと思い、被告人車の進行方向に 三歩足を踏み出したところ、 (原判決の認定は必ずしも明瞭ではないが、同人は被 告人車が前を通過し終るまで道路右端に佇立していた如く解せられるのである、し かし原審および当審における証人Aの証言によると前示のように認められる。) つんという音がして急に足の力が抜けるように足元からへたへたとくずれ、道路右 側にある約三〇度位下り勾配の土手に転落してその下を流れる川に落ちこんだこ

と、(三) その際同人は加療約一年二月を要する左大腿骨完全骨折の傷害を負つたこと がそれぞれ認められる。

次にAの受傷の原因についてみるに、前掲各証拠によれば、なるほど道路右側の 土手には一部玉石をうめこんだコンクリート固めの部分が存すること原判決のいう とおりであるが、Aの転落地点が右コンクリート状の部分であつたとする証拠は原 判決挙示の証拠中被告人の供述(調書を含む)のみであつて、他の証拠、 故後Aを救助した関係者の供述等を綜合すると、Aの転落地点は右コンクリート部分より北方の雑草が繁茂している土手であることが認められるから同人の受傷が転 落により生じたものとは認めえないし、他方原審証人Dの供述及び原審検証調書等 によると、Aの受傷部位は左足蹠部の上方四五センチないし六五センチの間で大腿 部外側から直接強力な打撃が加わつたときに生ずるものと認められ、右受傷を生ず る蓋然性の高いものは地上約六〇センチメートルの高さにある被告人車右後車輪泥 除け前部付近と認められるところ、右泥除けは被告人車の外側部分よりも約五・五 センチメートル車体の内側に設置されているので、Aが被告人車の通過し終るまで、道路右端に佇立していたとする限り右泥除けによつて本件受傷が生じたとは認 め難いけれども、前認定のようにAは最後まで道路端に佇立していたわけでなく、 被告人車が自己の前を通過する際、被告人車の進行方向に向つて足を二、 出し、その直後足元からくずれるように右側土手に転落したと認められる以上、A の踏み出した左足が被告人車の車体の内側に入りこみ、前示泥除け前部と衝突した 結果、本件受傷に至つたものと認めるのが相当である。

してみると、被告人車の発進の事実とAの本件受傷との間には因果関係の存すること明らかで、右と異なりこれを否定した原判決は結局事実を誤認したといわなければならない。

進んで本件における被告人の発進に際する注意義務解怠の有無について考えるに、一般に自動車を発進させる際、周囲に歩行者があつてこれらの動静によつては衝突ないし接触の危険があると判断しうる状況においては自動車運転者たる者は歩行者の危険回避能力に応じ、あらかじめ安全な場所に避譲させる等の手段をとることにより危険の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務あることはいうをまたないところである。

〈要旨〉しかし、自動車周囲にいる歩行者があらかじめ発進の事実を予見し、これを促した場合には、その者の歩行〈/要旨〉の姿勢、態度その他外部から観察できる徴表に照らし、自動車との接触ないし衝突を惹起するような異常行動にでることが予見される特段の事情があれば格別、そうでない限り、一応その者において自己の安全を維持するため行動を統制するものと信頼して通常の発進をすれば足り、歩行者においてことさら自動車に接近したりその進行を妨害する等異常な挙動に出ることまで予見してあらかじめこれらを避譲させる業務上の注意義務はないものと解するのが相当である。

したがつて、右のような事情のもとでは、被告人に発進後のAの異常行動を予見してあらかじめ発進前同人を避譲させるべき業務上の注意義務はないから、被告人が同人の合図を信頼し、発進前同人と自車との接触等の危険がないことを確認し、バックミラーを見ながら時速約七キロメートルの低速で発進し(道路が狭隘であるからそもそも無謀な発進はできない)、自車荷台中央付近が同人の傍らを通過する

まで同人の動静を注視しただけで自車がAの傍らを通過し終るまで同人の動静ないし自車右側方の注視を続けなかつたとしても、なんら注意義務の違反はないものというべく、それ故本件事故の結果について被告人の過失責任を認めることはできない。

い。 そうすると、本件公訴事実については犯罪の証明がなかつたことに帰するが、原 判決は右と理由を異にするが結論において同一であるから、これを維持すべく、前 示事実誤認は判決に影響を及ぼさないから論旨は理由がない。

以上の次第で、本件控訴は理由がないから刑訴法三九六条により主文のとおり判決する。

(以下省略)

(裁判長裁判官 恒次重義 裁判官 小泉祐康 裁判官 川端敬治)